

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	此花下水処理場ポンプ場築造工事(その14)	01:土木工事	此花区	鴻池・竹中土木・佐藤・三井住友・あおみ特定建設工事共同企業体	1,285,200,000	平成30年1月10日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号	W5	適用
2	柴島浄水場上系酸注入設備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	JFEアクアサービス機器(株)	1,998,000	平成30年1月10日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
3	阿倍野区民センター吸収冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	阿倍野区	パナソニック産機システムズ(株)	9,324,720	平成30年1月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
4	平野区民センター熱源機器修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	平野区	川重冷熱工業(株)	8,100,000	平成30年1月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
5	阿倍野防災中樞拠点他4施設非常用発電機設備整備工事	04:電気工事	阿倍野区	(株)カワサキマシンシステムズ	6,264,000	平成30年1月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
6	大阪港咲洲トンネルITV設備制御装置改良工事	10:電気通信工事	住之江区	(株)日立国際電気	108,000,000	平成30年1月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
7	大阪市中央卸売市場東部市場冷蔵庫・製氷棟エレベーター設備補修工事	09A:昇降機設置工事	東住吉区	三精テクノロジーズ(株)	1,339,200	平成30年1月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
8	柴島浄水場外1か所配水管理設備伝送装置修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区 鶴見区	横河ソリューションサービス(株)	3,780,000	平成30年1月17日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
9	道頓堀川水門外1監視制御装置修繕	10:電気通信工事	浪速区 中央区	(株)安川電機	2,592,000	平成30年1月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
10	柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	横手産業(株)	4,752,000	平成30年1月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
11	西区役所吸収冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	西区	川重冷熱工業(株)	2,106,000	平成30年1月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
12	天王寺動物園爬虫類生態館昇降機修繕	09A:昇降機設置工事	天王寺区	日本オーチス・エレベータ(株)	6,248,880	平成30年1月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
13	安治川1号上屋外1箇所機械設備補修工事	09D:機械器具設置工事	港区	(株)日立プラントサービス	12,960,000	平成30年1月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
14	城北寝屋川口水門外43遠方監視装置修繕	10:電気通信工事	城東区 旭区 都島区 浪速区 中央区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	9,925,200	平成30年1月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
15	天王寺区役所自動火災報知設備受信機等修繕	09E:消防施設工事	天王寺区	ニッタン(株)	6,372,000	平成30年1月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
16	西区役所非常用発電装置修繕	04:電気工事	西区	機電エンジニアリング (株)	1,306,800	平成30年1月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
17	大阪市中央卸売市場南港市場冷凍機設備改修工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	(株)ダイキンアプライ ドシステムズ	26,838,000	平成30年1月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
18	住吉区役所・住吉区民センターエレベータ修繕	09A:昇降機設置工 事	住吉区	フジテック(株)	4,527,360	平成30年1月31日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
19	阿倍野区民センター小ホール系統・ホワイエ系統空調和機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	阿倍野区	ダイキン工業(株)	3,672,000	平成30年2月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
20	舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工 事	此花区	ラサ商事(株)	6,480,000	平成30年2月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
21	北区役所ワッシングゴンドラ修繕	09D:機械器具設置工 事	北区	サンセイ(株)	1,944,000	平成30年2月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
22	平野市町抽水所No.14ポンプ設備工事	09B:上下水道施設工 事	平野区	(株)電業社機械製作 所	152,280,000	平成30年2月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
23	おとしよりすこやかセンター北部館空調機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	旭区	日立アプライアンス (株)	1,663,200	平成30年2月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
24	東淀川区役所及び東淀川区役所出張所自動扉開閉装置修繕	14L:建具工事	東淀川区	ナブコドア(株)	2,343,600	平成30年2月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
25	柴島浄水場上系計装用空気圧縮機修繕	09B:上下水道施設工 事	東淀川区	(株)日立産機システ ム	2,376,000	平成30年2月8日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
26	湊町リバープレイス空調設備修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	浪速区	ダイキン工業(株)	7,344,000	平成30年2月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
27	大阪市中央卸売市場本場塵芥処理機械設備各所補修工事	09D:機械器具設置工 事	福島区	新明和工業(株)	15,120,000	平成30年2月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
28	平野下水処理場監視制御設備外機能追加工事(その2)	09B:上下水道施設工 事	平野区	(株)日立製作所	501,120,000	平成30年2月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
29	十八条下水処理場外5か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工 事	城東区、西成区、西 淀川区、淀川区	東芝インフラシステム ズ(株)	141,156,000	平成30年2月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
30	総合水運用システム追加整備(その2)その他工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区、寝屋川市	東芝インフラシステムズ(株)	125,604,000	平成30年2月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
31	今福下水処理場外3か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区、平野区	(株)明電舎	158,976,000	平成30年2月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
32	豊野浄水場揚水ポンプ回転速度制御設備設置に伴う既設運転操作設備改造工事	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	三菱電機(株)	21,600,000	平成30年2月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
33	総合水運用システム追加整備その他工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区、生野区、住之江区、阿倍野区、守口市、寝屋川市	(株)日立製作所	79,920,000	平成30年2月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
34	長居公園事務所空調機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	東住吉区	日立アプライアンス(株)	3,672,000	平成30年3月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
35	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(1工区)築造工事(その14)	01:土木工事	住之江区	大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体	1,085,400,000	平成30年3月23日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号	W5	適用
36	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(2工区)築造工事(その13)	01:土木工事	住之江区	大成・奥村・前田・中林特定建設工事共同企業体	3,241,080,000	平成30年3月28日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号	W5	適用

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

此花下水処理場ポンプ場築造工事(その 14)

### 2 契約の相手方

鴻池・竹中土木・佐藤・三井住友・あおみ特定建設工事共同企業体

### 3 随意契約理由

本工事は、此花下水処理場ポンプ場築造工事(その 13)に引き続き本体仮設工・本体築造工（ポンプ棟Ⅱ期、沈砂池棟）を行うものである。

今回施工する本体仮設工は、既往工事で施工済みである本体土留工（柱列式地中連続壁工）と一体構造として、掘削に伴う仮設の安定性において必要不可欠な山留支保工（中間杭等）である。

既往工事である本体土留工は、当該工事に近接する正蓮寺川護岸構造物及び正蓮寺川仮排水路並びに地下埋設物等の重要構造物への影響を計測しながら施工管理を行っている。

上述のとおり、本工事で施工する本体仮設工等は、本体土留工との一体機能によってその目的が発現し、今後の施工において近接する重要構造物への影響を最小限に抑える重要な仮設構造物であることから、責任施工の一貫性を明確に確保する必要がある。

よって、同一受注者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性にも有利となるため、上記相手方に随意契約するものである。

### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 11 条第 1 項第 5 号

### 5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場上系酸注入設備修繕

### 2 契約の相手方

J F E アクアサービス機器 (株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上系に設置している酸注入設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、磯村豊水機工 (株) が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、総合的な酸注入設備のシステム並びに各機器・装置の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、磯村豊水機工 (株) は上水プラント事業について、平成26年5月1日に J F E エンジニアリング (株) に事業継承されており、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は J F E エンジニアリング (株) より修繕業務を移管されている J F E アクアサービス機器 (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2403)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

阿倍野区民センター吸収冷温水機 修繕

### 2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ (株)

### 3 随意契約理由

本作業は、阿倍野区民センター地下1階熱源機械室設置の吸収冷温水機機器(1号機、2号機)の本体修繕作業をするものである。

当該機器については、パナソニック産機システムズ(株)が製造・施工したもので、作業にあたっては製造者のみが有する当該設備の製造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該作業で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本作業を実施できるのは、パナソニック産機システムズ(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

阿倍野区役所総合企画課(地域) (電話番号: 06-6622-9787)

## 随意契約理由書

1 案件名称

平野区民センター熱源機器修繕

2 契約相手方

川重冷熱工業（株）

3 随意契約理由

本工事は、平野区民センターに設置している熱源機器であるガス吸収式冷温水機（GLB-100E）の修繕を行うものである。

当該機器については、すべて川重冷熱工業（株）が製造した製品であり、今回の補修工事を実施するにあたっては川重冷熱工業（株）を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本修繕は、集中冷暖房用熱源機器（ガス吸収式冷温水機）の部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、平野区民センター業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を施工できるのは川重冷熱工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

平野区役所まちづくり協働課（電話番号 06-4302-9734）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

阿倍野防災中枢拠点他4施設非常用発電機設備整備工事

### 2 契約の相手方

(株) カワサキマシンシステムズ

### 3 随意契約理由

本工事は、阿倍野防災中枢拠点他4施設非常用発電機設備の一部である燃料系統部品、制御機器などの部品交換及び試験調整を行い、機能回復を図るものである。

当該機器については、川崎重工業（株）が独自技術により開発、製造及び施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

上記の理由により本工事を実施できるのは、川崎重工業（株）から保守、修理を移管されている（株）カワサキマシンシステムズのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

危機管理室危機管理課（電話番号 06-6208-7389）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪港咲洲トンネルITV設備制御装置改良工事

## 2 契約の相手方

(株)日立国際電気

## 3 随意契約理由

本工事は、大阪港咲洲トンネル内及び出入口の状況を常に監視し、円滑な車両の通行等の支援、並びに事故や火災等の災害時における避難、救護、消火活動等の支援を担う重要な ITV 設備の一部を改良更新するものである。

本設備は、(株)日立国際電気が平成9年度に発注者の仕様を反映し、独自の技術を用いて機器の設計、製作から施工、保守までを一貫して行っている。

当該施設における ITV 設備の改良更新をトンネルの管理、運営に影響を及ぼさず、施工時の機能や安全性を確保し、災害発生時にも確実な稼働を行うには、本設備と共用している他の設備との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とし、各機器の製造から施工に至るまでの責任の一元化を図れる唯一の業者である(株)日立国際電気と随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課 (電気) (電話番号 06-6568-9092)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場冷蔵庫・製氷棟エレベーター設備補修工事

## 2 契約の相手方

三精テクノロジーズ (株)

## 3 随意契約理由

本工事は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより安全な運行及び機能の維持を図るものであり、保守点検結果に基づき、主ワイヤーロープ・ギヤオイル・無停電電源装置等の取替えを行うものである。

本工事対象のエレベーターは、三精テクノロジーズ (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三精テクノロジーズ (株) と契約締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当 (電話番号 06-6756-3956)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場外1か所配水管理設備伝送装置修繕

### 2 契約の相手方

横河ソリューションサービス（株）

### 3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場及び城東浄水場に設置している配水管理設備伝送装置の修繕を行い、機能回復を図るものある。

当該配水管理設備は、横河電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換・試験調整等を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要である。

また、業務の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

横河電機（株）の当該設備の事業は、平成25年4月から横河フィールドエンジニアリングサービス（株）に吸収分割され、同時に横河ソリューションサービス（株）に事業継承されており、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは横河ソリューションサービス（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

## 随意契約理由書

### 1. 修繕名称

道頓堀川水門外1監視制御装置修繕

### 2. 契約相手方

(株)安川電機

### 3. 随意契約理由

今回修繕する道頓堀川水門および東横堀川水門の監視制御装置は、水門を安定的に稼働させるための設備であり、日常運転における高い信頼性を維持させるために、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、(株)安川電機が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。

よって、修繕後の性能について責任を明確にできるのは、製作会社である上記業者のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5. 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号:6615-6647)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕

### 2 契約の相手方

横手産業（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場（下系）に設置している次亜塩素酸ナトリウム冷却設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該冷却設備は、横手産業（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、冷却設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは横手産業（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西区役所吸収冷温水機修繕

### 2 契約の相手方

川重冷熱工業㈱

### 3 随意契約理由

本修繕は、西区役所7階に設置されている吸収冷温水機の不具合箇所の修繕等を行うものである。

当該機器については、川重冷熱工業㈱が製造・施工したものであり、修繕にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、川重冷熱工業㈱のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

西区役所総務課（電話番号 6532-9626）

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

天王寺動物園 爬虫類生態館昇降機修繕

## 2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ (株)

## 3 随意契約理由

本製品は、爬虫類生態館内にある来園者用昇降機の修繕である。

現在、爬虫類生態館内にある昇降機2台について、各消耗部品等の交換時期になっていることから、点検結果に基づき、カゴ位置検出センサー等の修繕を行うものである。

本製品は、日本オーチス・エレベータ (株) が設計製作したもので、製造者のみが有する知識及び技術が不可欠であり、既存部分の整合性や互換性を確保し、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから日本オーチス・エレベータ (株) に依頼するものである。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

天王寺動物公園事務所 (管理担当)

(電話番号06-6771-8404)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

安治川1号上屋外1箇所機械設備補修工事

### 2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

### 3 随意契約理由

本工事は、安治川1号・11号上屋に設置している苛性ソーダの循環系統及び移送ポンプ系統を補修するものである。

安治川1号・11号上屋とは、主に海外より船で輸入された青果物を取扱っている上屋である。倉庫としては植物防疫法に基づく指定くん蒸倉庫の資格を有しており、同法により必要な青果物に対してくん蒸を行っているものである。

くん蒸ガスには人体に有害で排出規制がある青酸ガスを使用するため、同ガスを倉庫外の処理装置に送るための換気設備、送られたガスを苛性ソーダ溶液で吸着するための吸収塔及び吸着後の苛性ソーダ溶液を処理する廃液処理設備、くん蒸時の温度や青果物の保存温度により熟成時期を管理するための、冷凍機・ボイラー・空気調和機・監視制御装置から構成される低温設備が設置されている。これらの設備全体が一体となって機能を発揮できるものであり、正確に稼動しなければ、青酸ガスによるくん蒸業務ができず、青果物の管理ができなくなり、しいては人身事故につながる恐れもあることから、補修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから本工事を施工できる業者は、当該設備を設計施工し、各設備の構造・仕様・相関関係を把握できる(株)日立製作所から当該くん蒸・定温設備に関する補修業務を移管された(株)日立プラントサービスのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械)

電話番号 06-6552-0057

## 随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

城北寝屋川口水門外 43 遠方監視装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回修繕する城北寝屋川口水門外 43 箇所遠方監視装置は、城北川河川施設の安全管理に必要な機器を遠方監視装置にて管理している設備であるが、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、三菱電機 (株) が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。

よって、修繕後の性能について責任を明確にできるのは、製作会社である三菱電機 (株) より遠方監視制御・映像情報通信設備のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局管理部工務課 (道路公園設備担当) (電話番号: 6615-6647)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

天王寺区役所自動火災報知設備受信機等修繕

## 2 契約の相手方

ニッタン (株)

## 3 随意契約理由

本修繕は、区役所庁舎に設置の自動火災報知設備の構成機器である受信機及びガス漏れ検知器の修繕を行うものである。

当該機器については、ニッタン (株) が製造・施工したものであり、修繕にあたっては、製造者のみが有する当該機器の構造・機能に関する専門知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕を行う部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

上記の理由により本修繕を実施できるのは、ニッタン (株) のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

天王寺区役所企画総務課 (庁舎管理) (電話 : 06 - 6774 - 9625)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西区役所非常用発電装置修繕

### 2 契約の相手方

機電エンジニアリング㈱

### 3 随意契約理由

本修繕は、西区役所地下2階に設置されている非常用発電装置の不具合箇所の部品交換等を行うものである。

当該機器については、三菱重工業㈱が製造したものであるが、アフターサービスについては、機電エンジニアリング㈱に移管されている。修繕にあたっては、製造業者からアフターサービスを移管されている業者のみが保有する当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠であり、正確に実施しなければ本来の耐用年数や安定運転の確保が出来ない恐れがある。

また、既存部分との施工責任の一元化を図る必要がある。

以上の理由により、機電エンジニアリング㈱と随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

西区役所総務課（電話番号 6532-9939）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 冷凍機設備改修工事

## 2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

## 3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後の枝肉を冷却するための冷却設備を構成する基幹機器である冷凍機の取り替え並びに作動流体の回収及び再充填を行うとともに、冷却設備全体の試運転調整を実施するものである。

南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ない。

したがって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号 06-6675-2006)

## 随意契約理由書

1 案件名称

住吉区役所・住吉区民センター エレベータ修繕

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本修繕は、住吉区役所及び住吉区民センターに設置しているエレベータ設備の安全稼働を目的に、点検結果に基づき、劣化・破損したメインロープ、ガバナーロープ、ロープソケット、インバータユニット、バッテリー等の交換を行うものである。

本修繕対象エレベータは、フジテック (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、純正部品が必要であり、専門技術及び知識が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのはフジテック (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所 総務課 (電話番号 06-6694-9903)

## 随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野区民センター小ホール系統・ホワイエ系統空気調和機修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、阿倍野区民センター小ホール系統・ホワイエ系統空気調和機の修繕をするものである。

当該機器については、ダイキン工業（株）が製造したもので、修繕にあたっては製造者のみが有する当該設備の製造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、ダイキン工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

阿倍野区役所総合企画課（地域）（電話番号：06-6622-9787）

## 随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕

2 契約相手方：ラサ商事㈱

3 随意契約理由：

今回修繕する返流水ポンプは、舞洲スラッジセンターで発生した脱水分離液処理施設からの処理水や遠心脱水機の洗浄水などを此花下水処理場に送水するポンプであり、舞洲スラッジセンターには処理水や洗浄水などを処理し排水する施設がないので此花下水処理場に送水する必要があり、舞洲スラッジセンターを運転するために欠かせない重要なポンプである。

本修繕は、舞洲スラッジセンターに設置している一般排水系及び脱水分離液系返流水ポンプの各部が長時間の運転により、著しく摩耗損傷しているため修繕するものである。

本ポンプは、大平洋機工㈱が設計及び製作したもので、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である大平洋機工㈱から修繕及び点検・整備業務を移管されているラサ商事㈱のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

1 案件名称

北区役所ワッシングゴンドラ修繕

2 契約の相手方

サンセイ(株)

3 随意契約理由

サンセイ株式会社は、当該ゴンドラの製造元であり、ゴンドラの構造等にかかる知識は同社しか有していないため、その部品交換は同社でしか実施できない作業である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

北区役所総務課（電話番号 06-6313-9625）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野市町抽水所No.14 ポンプ設備工事

### 2 契約の相手方

(株) 電業社機械製作所

### 3 随意契約理由

今回工事するNo.14 ポンプ設備は、平野市町抽水所に流入する雨水および汚水を排除するための設備である。本設備は、設置後 10 年以上が経過し、ポンプ本体が老朽化し、運転に支障をきたしているため、主要部品の取替えおよび、水中軸受の改造（注水化）を行うものである

本設備は、(株) 電業社機械製作所が設計製作したもので、既設備に適合する部品の選定、それらの組み合わせ並びに調整など、製作会社独自の技術を必要とし、取替部品も他社で製作していない。

また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を行える業者は、製作会社である、(株) 電業社機械製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局 下水道河川部 設備課 (06-6615-7888)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

おとしよりすこやかセンター北部館空調機修繕

### 2 契約の相手方

日立アプライアンス (株)

### 3 随意契約理由

おとしよりすこやかセンター北部館は、熱吸収式冷温水器による全館空調及びビルマルチエアコンによる施設内空調を使用し、空調管理を行っているが、室外機の圧縮機などが経年劣化による不具合により、作動しなくなっている。

本修繕は、空調機部品の破損、劣化、作動不具合に対し、部品交換及び調整を行うものである。本修繕対象の空調機は、日立アプライアンス (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要となるが、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該空調機の構造を熟知している日立アプライアンス (株) のみであることから以上の理由により随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢施設課 (06-6241-6530)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

東淀川区役所及び東淀川区役所出張所自動扉開閉装置修繕

## 2 契約の相手方

ナブコドア（株）

## 3 随意契約理由

東淀川区役所及び東淀川区役所出張所に設置している自動扉装置においては、点検の結果、扉の耐用開閉回数を大幅に超え、装置一式の経年劣化も進んでいることが指摘されており、部品等の交換及び動作調整を行う必要がある。

本自動扉装置については、ナブコドア株式会社が製造、設置したものであり、その修繕にあたっては製造会社独自の部品や専門技術が必要となる。

よって、自動扉の動作の確実性・安全性、既存部品との円滑な動作状況を担保し、責任施工の一体化を図るためにも、本自動扉装置の施工設置業者であるナブコドア株式会社と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

東淀川区役所総務課(電話番号 06-4809-9941)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場上系計装用空気圧縮機修繕

### 2 契約の相手方

(株) 日立産機システム

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上系に設置している計装用空気圧縮機の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、(株) 日立産機システムが独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは(株) 日立産機システムである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

1 案件名称

湊町リバープレイス空調設備修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業㈱

3 随意契約理由

本修繕は、ダイキン工業㈱の製作及び施工により、湊町リバープレイスに設置された空調設備の部品取替え修繕を行うものである。

当該設備については、ダイキン工業㈱が製作及び施工したものであり、修繕にあたっては、空調設備の構成及び整合性など同社が保有する知識及び技術力が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある。

以上により、当該設備における知識や技術を熟知している唯一の製作者であるダイキン工業㈱と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部区画整理課拠点開発事業グループ（電話番号 06-6208-9403）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場塵芥処理機械設備各所補修工事

### 2 契約の相手方

新明和工業(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、場内の良好な衛生環境を維持する為、点検結果に基づき市場棟内に設置しているごみ貯留排出装置、スクリーン設備の部品交換および本体部分の補修工事を行うものである。本工事対象設備は、新明和工業(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7969)

## 随意契約理由書

- 1 工事名称：平野下水処理場監視制御設備外機能追加工事（その2）
- 2 契約相手方：（株）日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、平野下水処理場の水処理設備、ポンプ設備の装置及び処理機能などを既設監視制御設備等に機能追加するものである。  
本工事で機能追加する設備は、（株）日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。  
よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。  
また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）日立製作所のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

## 随意契約理由書

1 工事名称： 十八条下水処理場外5か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方： 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由：

本工事は、十八条下水処理場外5か所で別途施工される電気設備工事等に伴い必要となる監視機能などを、既設監視制御設備及び既設配電盤等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切り替えが必要であり、切り替えの都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、既設設備製作会社のみである。

なお、(株)東芝は、平成29年7月1日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラシステムソリューション社に属する部門に関する権利義務を東芝電機サービス(株)に承継し、同日の平成29年7月1日付で東芝インフラシステムズ(株)に社名変更を行っている。

以上のことから、本工事を実施できるのは、上記契約相手方のみである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署： 建設局下水道河川部設備課 (電話番号 06-6615-7898)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

総合水運用システム追加整備（その2）その他工事

## 2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ（株）

## 3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場内に設置されている総合水運用システム内に豊野浄水場監視装置と同等機能を有する機器の設置及び豊野浄水場揚水ポンプ回転速度制御設備設置に伴う豊野浄水場管理設備の改造を行うものである。

豊野浄水場管理設備は、（株）東芝が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、本工事で設置する機器は、豊野浄水場管理設備と一体となって機能を発揮するものであることから、豊野浄水場管理設備の製造業者である（株）東芝でなければ製作することができない。

また、豊野浄水場管理設備の改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である（株）東芝以外では改造を行うことができない。また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設製造業者以外に施工させることができない。

（株）東芝の当該事業については、平成 29 年 7 月から東芝電気サービス（株）に吸収分割され、同時に東芝インフラシステムズ（株）に社名変更されている。

よって、本工事を実施できるのは東芝インフラシステムズ（株）のみである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

## 随意契約理由書

- 1 工事名称：今福下水処理場外3か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）明電舎
- 3 随意契約理由： 本工事は、今福下水処理場外3か所で別途施工する関連工事に必要となる監視機能及び自動制御機能を、既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する設備は、（株）明電舎が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）明電舎のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

豊野浄水場揚水ポンプ回転速度制御設備設置に伴う既設運転操作設備改造工事

## 2 契約の相手方

三菱電機（株）

## 3 随意契約理由

本工事は、豊野浄水場揚水ポンプ設備改良に伴い、豊野浄水場の運転操作設備の改造を行うものである。

当該設備は、三菱電機（株）が独自に設計、製作した機器で構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能を熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である三菱電機（株）以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは三菱電機（株）のみである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

総合水運用システム追加整備その他工事

## 2 契約の相手方

(株) 日立製作所

## 3 随意契約理由

本工事は、総合水運用システム追加整備、配水テレメータ改良に伴い、既設監視制御設備の改造を行うものである。

これらの設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株) 日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株) 日立製作所のみである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

長居公園事務所空調機修繕

## 2 契約の相手方

日立アプライアンス (株)

## 3 随意契約理由

本製品は、長居公園事務所内にある空調機の修繕である。

現在、長居公園事務所事務室・会議室・更衣室に設置しているものであるが、経年劣化等により室外機・室内機が故障し作動しなくなったため部品交換等をするものである。

本製品は、日立アプライアンス (株) が製造したもので、製造者のみが有する知識及び技術が不可欠であり、既存部分の整合性や互換性を確保し、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、日立アプライアンス (株) に依頼するものである。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

建設局南部方面管理事務所長居公園事務所  
(電話番号：06-6691-7200)

## 随意契約理由書

## 1 工事名称

住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事  
（その14）

## 2 契約の相手方

大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体

## 3 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その13）に引き続き本体仮設工を行うものである。

本工事で実施する補助地盤改良工は、次期工事において掘削を行うために実施する本体仮設工であり、既往工事で実施している地盤改良工と一体となって地盤改良効果を発現するものである。

上述のとおり、既往工事で施工している補助地盤改良工及び本工事で行う補助地盤改良工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増加などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一施工者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、同一施工者に履行させることにより工期の短縮、経費の削減が確保できると認められるため、上記相手方に随意契約するものである。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号

## 5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）

## 随意契約理由書

## 1 工事名称

住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事  
（その13）

## 2 契約の相手方

大成・奥村・前田・中林特定建設工事共同企業体

## 3 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事（その12）に引き続き本体仮設工を行うものである。

既往工事で設置している鋼管矢板及び土留め支保は、当該工事に近接する住吉川護岸構造物及び周辺の重要構造物や地下埋設物への影響を最小限に抑制するために設置された本体仮設物であり、継続した計測管理を行っている。今回工事である本体仮設工はそれら土留め支保工を盛替え設置しながら周辺の影響を抑制して進めるため、早期に構築を完成することが安全上重要となる。

上述のとおり、既存鋼管矢板土留め及び今回工事で行う本体仮設工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、同一施行者に履行させることにより工期の短縮、経費の削減が確保できると認められるため、上記相手方に随意契約するものである。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号

## 5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）